第百十条第一項中「所有者又は使用及び収益を目的とする権利（一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（以下「所有者等」という。）」を「所有者等」に改める。

第百十一条第一項中「（昭和四十八年法律第七十二号）」及び「景観法第八条第二項第一号に規定する」を削る。

第百十八条第一項中「政令で定める要件に該当するものであって」を削る。

第百十九条中第十一号を第十二号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七　低未利用土地利用促進協定に基づき居住者等利用施設の整備及び管理を行うこと。

第百二十四条中「次に掲げる」を「第二十九条第一項第一号に掲げる業務（同号イ及びロに掲げる方法により支援するものに限る。次条において同じ。）及び第七十一条第一項第一号に掲げる業務（同号イ及びロに掲げる方法（出資に係る部分を除く。）により支援するものに限る。次条において同じ。）に係る」に改め、「それぞれ」を削り、同条各号を削る。

附則第三条中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改める。

（都市再開発法の一部改正）

第二条　都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第七十一条」を「―第七十一条」に、「道路」を「道路等」に改め、「第百九条の二」の下に「・第百九条の三」を加え、「・第百十一条」を「―第百十一条」に改め、「特例（第百十八条の二十五」の下に「・第百十八条の二十五の二」を加え、「第百十八条の二十五の三」に改める。

第二条の二第一項第二号中「以下」を「第三条において」に改め、同項第三号中「第三条」を「第三条第一号」に改め、同号ロ中「（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。）」を削り、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　特定用途誘導地区（都市再生特別措置法第百九条第一項の規定による特定用途誘導地区をいい、建築物の容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。）の最低限度及び建築物の建築面積の最低限度が定められているものに限る。第三条において同じ。）の区域

第三条第一号中「都市再生特別地区」の下に「、特定用途誘導地区」を加え、同条第二号中「すべて」を「全て」に改め、同号ニ中「百五十平方メートル」を「、当該区域に係る高度利用地区、都市再生特別地区、特定用途誘導地区、地区計画、防災街区整備地区計画又は沿道地区計画に関する都市計画（以下「高度利用地区等に関する都市計画」という。）において定められた建築物の建築面積の最低限度の四分の三」に改め、同号ホ中「高度利用地区、都市再生特別地区、地区計画、防災街区整備地区計画又は沿道地区計画に関する都市計画」を「高度利用地区等に関する都市計画」に改める。

第七条の二第一項中「高度利用地区、都市再生特別地区、地区計画、防災街区整備地区計画又は沿道地区計画に関する都市計画」を「高度利用地区等に関する都市計画」に改める。

第七条の四第一項中「除く。）」の下に「、同法第六十条の二第一項第一号に該当する建築物（同項第二号又は第三号に該当する建築物を除く。）又は同法第六十条の三第一項第一号に該当する建築物（同項第二号又は第三号に該当する建築物を除く。）」を加える。

第七条の八中「第三号」の下に「、第六十条の二第一項第二号若しくは第三号若しくは第六十条の三第一項第二号若しくは第三号」を加える。

第七条の十一中第三項を第六項とし、第二項を第五項とし、第一項の次に次の三項を加える。

2　事業計画においては、国土交通省令で定めるところにより、施設建築敷地以外の建築物の敷地となるべき土地の区域（以下「個別利用区」という。）を定めることができる。

3　個別利用区の位置は、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る上で支障がない位置に定めなければならない。この場合においては、第七十条の二第一項の申出が見込まれる者が所有権又は借地権を有する宅地の位置、利用状況、環境その他の事情を勘案しなければならない。

4　個別利用区の面積は、第七十条の二第一項の申出が見込まれる者に対して権利変換手続により所有権又は借地権が与えられることが見込まれる宅地の地積の合計を考慮して相当と認められる規模としなければならない。

第七条の十五第三項及び第十九条第四項中「第百条」を「第百条第二項」に改める。

第二十条第二項に次のただし書を加える。

ただし、当該宅地の共有者（参加組合員がある場合にあつては、参加組合員を含む。）のみが組合の組合員となつている場合は、この限りでない。

第三十三条中「第三十条第一号」を「特別決議事項（第三十条第一号」に、「事項は」を「事項をいう。以下同じ。）は」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合においては、その有する議決権を当該特別決議事項に同意するものとして行使した者（以下この条において「同意者」という。）が所有する施行地区内の宅地の地積と同意者の施行地区内の借地の地積との合計（第二十条第二項ただし書の場合にあつては、施行地区内の宅地の地積に同意者が有する当該宅地の所有権の共有持分の割合の合計を乗じて得た面積）が、施行地区内の宅地の総地積と借地の総地積との合計の三分の二（同項ただし書の場合にあつては、施行地区内の宅地の総地積の三分の二）以上でなければならない。

第三十五条第三項中「行なう」を「行う」に改め、「の各号」を削り、同項第二号を次のように改める。

二　特別決議事項

第四十四条に次の一項を加える。

2　第三十条第十号に掲げる事項の議決に係る第三十三条の規定の適用については、施行地区内の宅地のうち第七十条の二第五項に規定する指定宅地（権利変換期日以後においては、個別利用区内の宅地。以下この項において同じ。）についてのみ所有権又は借地権を有する者は組合員でないものとみなし、同条第五項に規定する指定宅地は施行地区内の宅地及び借地に含まれないものとみなす。

第五十条の六中「準用する」を「、それぞれ準用する」に改め、「おいて」の下に「、第七条の十一第二項中「事業計画」とあるのは「第一種市街地再開発事業の事業計画」と」を加える。

第五十条の八第三項中「第百条」を「第百条第二項」に改める。

第五十二条第二項第七号中「共有持分又は」を「共有持分、」に改め、「建築施設の部分」の下に「又は個別利用区内の宅地」を加える。

第五十三条第四項中「同条」を「第七条の十一第二項中「事業計画」とあるのは「第一種市街地再開発事業の事業計画」と、第七条の十二」に改める。

第五十五条第二項中「第百条」を「第百条第二項」に改める。

第五十八条第三項中「準用する。」を「、それぞれ準用する。」に改め、「場合において」の下に「、第七条の十一第二項中「事業計画」とあるのは「第一種市街地再開発事業の事業計画」と」を加える。

第七十条の次に次の一条を加える。

（個別利用区内の宅地への権利変換の申出等）

第七十条の二　第七条の十一第二項（第十二条第一項、第五十条の六、第五十三条第四項及び第五十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定により事業計画において個別利用区が定められたときは、施行地区内の宅地について所有権又は借地権を有する者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める公告があつた日から起算して三十日以内に、施行者に対し、国土交通省令で定めるところにより、権利変換計画において当該所有権又は借地権に対応して個別利用区内の宅地又はその借地権が与えられるように定めるべき旨の申出をすることができる。この場合において、借地権を有する者にあつては、当該借地の所有者と共同で申出をしなければならない。

一　事業計画が定められた場合　第六十条第二項各号に掲げる公告（事業計画の変更の公告又は事業計画の変更の認可の公告を除く。）